新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの皆様へ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

最初にご確認ください
1　この制度は資金の「貸付」であり、返済が必要です。
2　生活保護世帯、従前から就業していない世帯は対象外です。

休業された方向け（緊急小口資金）

■**対　象　者**　：新型コロナウィルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■**貸付上限額**　：10万円以内。ただし、以下の場合は20万円以内の貸付が可能
(1)世帯員の中に新型コロナウィルス感染症の罹患者等がいるとき
(2)世帯員に要介護者がいるとき
(3)世帯員が4人以上のとき
(4)世帯員に下記の①または②の子の世話を行うことが必要となった労働者がいるとき
①子の世話を新型コロナウィルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
②風邪症状など新型コロナウィルスに感染したおそれのある小学校等に通う子
(5)世帯員の中に個人事業主がいること等のため、収入減少により生活費が不足するとき
(6)上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■**利　　子**　：無利子

■**据 置 期 間**　：貸付の日から1年以内

■**返 済 期 限**　：据置期間経過後2年以内

失業された方等向け（総合支援資金《生活支援費》）

■**対　象　者**　：新型コロナウィルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■**貸付上限額**　：（単身世帯）月15万円以内、（複数世帯）月20万円以内

■**貸 付 期 間**　：原則3月以内

■**据 置 期 間**　：貸付の日から1年以内

■**返 済 期 限**　：据置期間経過後10年以内

お申込みにあたりご用意いただくもの（共通）

(1)身分を証明できる書類のコピー（いずれか1種類）
□運転免許証（両面）　□パスポート
□健康保険証　□マイナンバーカード（保護ケースに入れたまま表面のみコピー）
□在留カード（特別永住者証明書）※外国籍の方の場合
(2)本人の印鑑（シャチハタは不可）
(3)住民票（世帯全員記載のもの/原本）
(4)通帳またはキャッシュカードのコピー（金融機関名・支店名・口座名義、口座番号がわかる部分のコピー）

※すでに緊急小口資金特例貸付の申請、貸付決定している場合は、(1)本人確認書類(3)住民票(4)通帳またはキャッシュカードのコピーは再度提出いただく必要はありません。

R2.5

記入いただく書類

※それぞれ別様式になりますのでご注意ください

《緊急小口資金》
- ●借入申込書
- ●借用書
- ●重要事項説明書
- ●収入の減少状況に関する申立書

《総合支援資金》
- ●借入申込書
- ●借用書
- ●留意事項及び同意事項
- ●重要事項説明書
- ●収入の減少状況に関する申立書

お申込み～振込（貸付）の流れ

書類の準備	借入申込書などの記入・作成、必要書類（住民票など）の取得 ※借入申込書等の必要書類は下記ホームページからダウンロードできます。
⇩	
お 申 込 み	居住区の社会福祉協議会へお申込み（郵送可） ※緊急小口資金については中央労働金庫でもお申し込みを受け付けています（郵送のみ）
⇩	
審査・決定	神奈川県社会福祉協議会で審査・決定します。 ※審査状況について、区社会福祉協議会にお問い合わせいただいてもお答えできませんのでご注意ください。
⇩	
振込（貸付）	神奈川県社会福祉協議会からご指定の口座に振り込みます。

注 意 事 項

＊休業等による収入の減少や失業等が前提となるため、生活保護世帯や従前から就業していない方は対象外となります。
＊個人ではなく世帯を対象とした「世帯の生活の安定」を支援する制度です。
＊審査の結果、貸付ができない場合があります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合は即時に返還していただきます。
＊貸付決定されたあと、ご本人名義の口座に振り込みます。金融機関の口座が使用できない場合はご相談ください。
＊大変多くの方からお申し込みをいただいておりますので、送金を行うまでには、申請書類を県社協で受理してから3週間程度（総合支援資金は4週間程度）の日数を要します。書類に不備等がある場合には、その訂正に必要な日数がかかりますのでご了承ください。
＊ご返済はゆうちょ銀行からの払い込みとなります（口座引落希望の方はご相談ください）
＊返済期限を超えた場合は延滞利子が発生しますのでご注意ください。
＊暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6条に規定する暴力団員である者が属する世帯は借入できません。
＊**現に感染されている方や、そのご家族など濃厚接触者に該当する方、また、その疑いがあると思われる方は、あらかじめお電話にてお問い合わせください。**

必要書類の取得について

以下のホームページよりダウンロードいただけます。

神奈川県社会福祉協議会ホームページ　http://www.knsyk.jp/s/shiru/kashitsuke_kinkyu_corona.html

中央労働金庫ホームページ　https://all.rokin.or.jp/kinkyukoguchi.html

【お問い合せ】
- ●制度のご説明、お申込みに関すること
  緑区社会福祉協議会　電話045－931－2478　（平日9時～17時）
- ●申込み後の振込予定日の確認、制度に関する苦情・ご意見等
  神奈川県社会福祉協議会　電話045－311－1426　（平日9時～17時）

R2.5